

役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人百寿会の理事、監事、評議員（以下「役員等」という。）に支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅費)

第2条 役員等が本会の業務のため旅行したときは、職員の旅費支給規程の例により支給する。但し、日当は（1日につき）10,000円、宿泊料は（1泊につき）8,700円を支給する。

2 役員等が、役員会、監査及びその他の用務で理事長より招集され出席したときは、日当5,000円を支給する。

附則

この規程は、平成15年9月1日から施行する。